

別 紙

一社随意契約する理由

工 事 名	改神第5号 川部浄水場非常用自家発電設備補修工事
一社随意契約する理由	村上市財務規則第133条第3項第2号の規定による 本工事は、川部浄水場内に設置している非常用自家発電設備の補修及び点検を行う工事である。 下記契約相手方は、当該施設の施工業者であり、長年において川部浄水場非常用自家発電設備点検業務を受託し、整備基準や補修内容を十分に理解していることから随意契約をするものです。
随意契約の相手方	新潟市中央区美咲町1丁目23番地51号 北栄建設株式会社 新潟支店 取締役支店長 久保田 大佳